

12/10
福祉

高齢者3割負担 中間層上限上げ

介護保険で意見書

向け会議
し審議
直保
見社

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の部会は9日、介護保険制度見直しに向けた意見書をまとめた。所得が高い高齢者らのサービス利用時の負担を2割から3割に増やすほか、中間所得層の月額負担の上限を引き上げる。40〜64歳が支払う保険料で

厚労省は、訪問介護のうち

は、大企業社員の負担を重くする。

介護保険の年間の総費用が10兆円を超える中、高齢者と現役世代の双方に経済力に応じた負担を求めた。来年の通常国会に介護保険法改正案を提出する。

厚労省は、訪問介護のうち

掃除や調理などの「生活援助」について、要介護1、2の人向けのサービスを介護保険の対象から外すことを検討したが、反発が強かったため見送り、引き続き保険で利用でき

介護保険制度見直しの 意見書ポイント	
高所得者のサービス利用時負担を3割に (2018年8月)	
中間所得層の負担月額上限引き上げ (17年8月)	
40〜64歳の保険料で大企業社員らの負担を重くする (17年度中)	
福祉用具のレンタル料に上限を設定 (18年度中)	
軽度者の生活援助を保険給付から外す案は見送り	

※()内の導入時期は厚生労働省の方針

うち年収383万円以上の人について、2018年8月に3割に引き上げたい考え。対象者は最大で利用者全体の3%、約13万人となる見通し。

同じになるよう3年に限って特例を設ける方向だ。40〜64歳の保険料は、収入に応じた「総報酬割」の仕組みを17年度から段階的に導入。大企業社員や公務員ら約1300万人は負担が増える一方、中小企業などの約1700万人は負担が減る。

負担の上限を設けている「高額介護サービス費」は、住民税が課税されている年収383万円未満の単身世帯などで、17年8月から月額上限を7200円引き上げ、4万4400円にする。ただ、

その中でも収入が少ない一部世帯は、年間上限額が現行と異なる。このほか、車いすなど福祉用具のレンタル料金は、全国平均に一定額を上乗せする形で上限を設定。超えた場合は原則、保険給付の対象外にする。